

平成 27 年度税制改正について (法人県民税、法人事業税、地方法人特別税)

平成 27 年度税制改正において地方税法等が改正され、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から以下のとおり適用されます。

I 法人事業税・地方法人特別税の税率の改正

対象：外形標準課税対象法人（資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える普通法人）
(法人事業税)

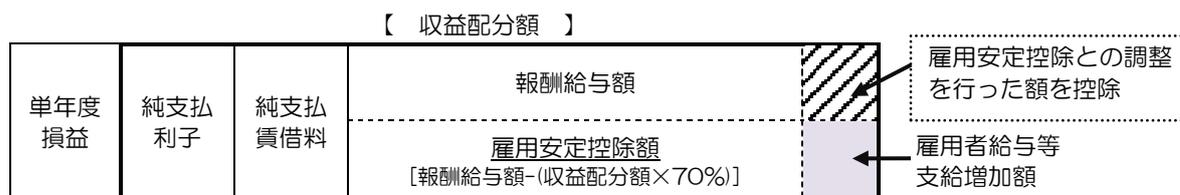
割区分	課税標準		税率	
			平成 26 年 10 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日 までに開始する事業年度	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日 までに開始する事業年度
所得割	軽減税率 適用	所得のうち年 400 万円以下の金額	2.2%	1.6%
		所得のうち年 400 万円超 800 万円以下の金額	3.2%	2.3%
	所得のうち年 800 万円超の金額	4.3%	3.1%	
	軽減税率 不適用	3 都道府県以上に事務所等を有する法人	4.3%	3.1%
付加価値割	付加価値額		0.48%	0.72%
資本割	資本金等の額		0.2%	0.3%

(地方法人特別税)

	課税標準	税率	
		平成 26 年 10 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日 までに開始する事業年度	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日 までに開始する事業年度
	基準法人所得割額	67.4%	93.5%

II 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について、法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人は、給与増額分に相当する額を付加価値額から控除できるとされました。



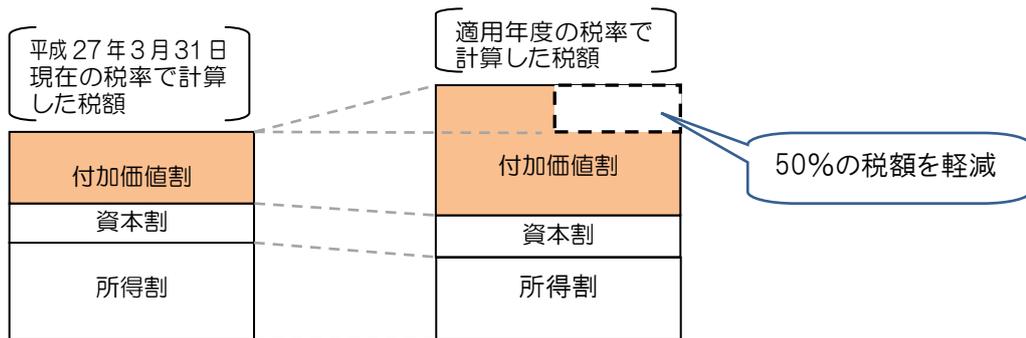
(裏面へ)

Ⅲ 税率改正に伴う負担変動の軽減措置

対象：外形標準課税対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人）
外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置として、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度について、以下の（1）及び（2）の法人においては、法人事業税から一定額が控除されます。

（1）付加価値額30億円以下の法人

負担増となる事業税額の2分の1を控除



（2）付加価値額30億円超40億円未満の法人

負担増となる事業税額に2分の1から0の間の割合を乗じた額を控除

Ⅳ 法人事業税の資本割の課税標準並びに法人県民税均等割及び法人税割の税率区分の基準の見直し

法人事業税の資本割の課税標準並びに法人県民税均等割及び法人税割の税率区分の基準を、原則法人税法上の「資本金等の額」（無償増資、無償減資による欠損填補等を行った場合調整後の額…①）とし、資本金及び資本準備金の合計額（②）を下回る場合には②とすることとされました。